

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	外国人生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は外国人生活保護事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

練馬区長

公表日

令和2年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	外国人生活保護事務
事務の概要	生活保護法の準用に基づき、生活が困窮する外国人世帯からの相談・申請および困窮程度に応じた生活・住宅・教育・医療・介護扶助を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長するための事務を行う。
システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第2項当の規定に基づく「練馬区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉部 生活福祉課
所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活福祉課 〒 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-1504 福祉部 練馬総合福祉事務所 〒 176 - 8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03 - 5984 - 2768 福祉部 光が丘総合福祉事務所 〒 179-0072 練馬区光が丘2丁目9番6号 電話番号 03 - 5997 - 7713 福祉部 石神井総合福祉事務所 〒 177 - 8509 練馬区石神井町3丁目30番26号 電話番号 03 - 5393 - 2801 福祉部 大泉総合福祉事務所 〒 178 - 0063 練馬区東大泉1丁目29番1号ゆめりあ1内 電話番号03 - 5905 - 5262

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	関連情報 1特定個人情報 ファイルを取扱事務 システ ムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシ ステム	事前	
平成29年5月12日	関連情報 5評価実施機関 における担当部署 部署	福祉部 練馬総合福祉事務所	福祉部 生活福祉課	事後	
平成29年5月12日	関連情報 6評価実施機関 における担当部署 所属長	山田 達也	齋藤 宏志	事後	
平成29年5月12日	関連情報 8特定個人情報 ファイルについての取扱いに 関する問い合わせ	福祉部 練馬総合福祉事務所 〒 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話03-5984-4742 福祉部 光が丘総合福祉事務所 〒 179-0072 練馬区光が丘2丁目9番6号 電話03-5997-7714 福祉部 石神井総合福祉事務所 〒 177-8509 練馬区石神井町3丁目30番26 号 電話番号 03-5393-2802 福祉部 大泉総合福祉事務所 〒 178-8601 練馬区東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1内 電話番号 03-5905-5263	福祉部 生活福祉課 〒 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話03-5984-1504 福祉部 練馬総合福祉事務所 〒 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話03-5984-4742 福祉部 光が丘総合福祉事務所 〒 179-0072 練馬区光が丘2丁目9番6号 電話03-5997-7714 福祉部 石神井総合福祉事務所 〒 177-8509 練馬区石神井町3丁目30番26 号 電話番号 03-5393-2802 福祉部 大泉総合福祉事務所 〒 178-8601 練馬区東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1内 電話番号 03-5905-5263	事後	
平成29年7月27日	関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年7月27日	関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 法令上の根拠	番号利用法第19条第14号(政令で定める日か らは同法第19条第8号)の規定により、特定個 人情報保護委員会(平成28年1月1日から個人 情報保護委員会に改組)の規則で定められた 場合に情報連携を行う。	番号利用法第19条第8号	事後	
平成29年7月27日	しきい値判断項目 1対象 人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か(いつ時点の計 数か)	平成27年12月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	しきい値判断項目 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成30年10月4日	しきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年10月4日	しきい値判断項目 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年12月25日	関連情報 6評価実施機関における担当部署 所属長	齋藤 宏志	小原 敦子	事後	
令和1年6月25日	関連情報 6評価実施機関における担当部署 所属長の役職	小原 敦子	生活福祉課長	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和1年9月1日	リスク対策 6情報提供 ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和1年9月1日	不正な入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	